

東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について ～フローチャート～（H23.8.19時点）

事業所が特定被災区域にあるか。

（継続一括事業の場合は、継続一括事業全体又は個別の被一括事業ごとに判断）

ある

しない

ない

大震災による被害が、以下のいずれかに該当するか。

- ①事業所や生産設備に直接的な被害（損壊等）が生じている。
- ②事業の実施に必要な電気、ガス等の施設の被害等により被害が生じている。
- ③東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の設定により被害が生じている。
- ④東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。
- ⑤①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるをえない状況になった。

する

大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」が2分の1未満になったか。

なった

1. 労働保険料等の免除

申請により、労働保険料等の免除を受けられる可能性があります。

（詳しくは、リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」参照。）

2. 申告・納付期限の延長

労働保険料等の申告・納付の期限がH23.9.30まで延長されています。（ただし、一部の地域は改めて告示する期日まで。）

※申告・納付期限延長区域については、リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」【別表2】をご覧ください。

事業所が、岩手県、宮城県、福島県のいずれかにあるか。

ある

ない

ならなかった

大震災により事業財産に相当な損失（おおむね20%以上）があるか。

ある

ない

申告・納付
期限が到来

申告・納付手続
をしていただく
ようお願いします。

3. 納付の猶予

申請により、1年以内の労働保険料等の納付の猶予を受けられる可能性があります。

（詳しくは、リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」参照。）



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお問い合わせください。